

令和7年度 第16回

青梅市立学校施設のあり方審議会会議録

日 時 令和8年3月30日（月）午後2時

場 所 青梅市役所3階教育委員会会議室

第16回青梅市立学校施設のあり方審議会 議事日程

会 期 令和8年3月30日(月)午後2時から午後4時まで

場 所 青梅市役所3階教育委員会会議室

日 程

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 協議事項
 - (1) 再編案における課題等について
 - (2) 再編案における提案・要望について
 - ア 全体に対する課題
 - イ 地区別の課題
 - (3) 審議会所掌外の意見について
 - (4) 学校運営協議会委員への回答について
- 4 その他
 - (1) 来年度の審議会日程について
- 5 閉会

.....

出席者	会 長	大 野 容 義	委 員	平 岡 孝
	副会長	加 藤 博 行	委 員	青 柳 公 美
	委 員	和 田 孝	委 員	小 山 洋 一
	委 員	山 崎 尚 史	委 員	榊 貴 久
	委 員	田 中 明 子	委 員	浅 原 葉 子
	委 員	本 橋 大 輔		

	教 育 長	橋 本 雅 幸		
事務局	学 校 教 育 部 長	谷 合 一 秀	指 導 室 長	宇 野 賢 悟
	総務部施設担当部長	山 本 綱 二	教育指導担当主幹	鈴 木 章 郎
	企 画 政 策 課 長	野 村 正 明	教育総務課施設係長	中 村 好 宏
	教 育 総 務 課 長	榎 戸 智	教育総務課主査	星 野 聡 史
	学 務 課 長	山 田 浩 之	教 育 総 務 課	佐 野 円 香

日程第1 開会

【事務局(教育総務課長)】 皆様、こんにちは。

本日はお忙しい中、第16回青梅市立学校施設のあり方審議会に御出席賜りまして、誠にありがとうございます。

お手元の資料の確認をさせていただきます。

まず、一番上の本日の次第

資料1 提出意見課題一覧

資料2 提出意見提案要望一覧

資料3 塩船吹上地区の変更

資料4 新町3丁目の変更

資料5 審議会所掌外事項の意見について

資料6 学校運営協議会委員への回答について

最後に、来年度の会議日程について

資料は以上になりますが、過不足ございませんでしょうか。次に、第15回会議記録の確認につきましては、過日、委員の皆様にご電子メールで依頼させていただきました。ありがとうございました。

教育委員会ホームページ、記事ID「70177」にてご覧くださいますよう、お願いいたします。

事務局からの連絡事項は、以上でございます。

それでは、会議の進行は、会長にお願いしたいと思います。会長、よろしく申し上げます。

【会長】 それでは、会議の進行については、私のほうでさせていただきます。

まず、初めに会議の成立についてです。

本日は、3名から事前に欠席の連絡をいただいています。14名中11名の御出席をいただいております。

青梅市立学校施設のあり方審議会条例第6条第2項の規定により、会議が成立しておりますことを御報告申し上げます。

なお、本日の会議は午後4時までとしております。限られた時間の中、会議の進行につきまして御協力くださいますよう、お願い申し上げます。

それでは、ただいまから第16回青梅市立学校施設のあり方審議会を開会いたします。

初めに、傍聴について委員の皆様にお諮りをいたします。

青梅市立学校施設のあり方審議会の会議の公開に関する取扱要綱第6項の規定により、11人の方々から傍聴の申出がありました。

本審議会として傍聴を許可することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

【会長】 ありがとうございます。御異議ないものを認め、傍聴を許可したいと存じます。

(傍聴者入場)

【会長】 傍聴の方々に申し上げます。

傍聴券に、会議におきましての遵守事項が記載してございます。会議の妨げとならないように御協力をお願い申し上げます。

日程第2 あいさつ

【会長】 次に、次第の2ですが、会議に先立ちまして、私から一言御挨拶を申し上げます。

本日は、御多用のところ、臨時会に御参集いただき感謝申し上げます。

今年度のこれまでの流れを整理しますと、まず、昨年度までに検討してきた学校施設のあり方についての考えを具体的な再編案の形にしました。

次に、この再編案を学校運営協議会の方々に提示し、御意見を頂戴しました。これは、地域の考えを参考にしつつ審議会の議論をさらに深めるためのものです。

そこで、前回と今回は、学校運営協議会からの意見についての考えを整理し、審議会としての基本的な考えを一層明確にすることを目的にしております。

また、いただいた意見については、審議会としての考えを学校運営協議会にお返しすることをお約束しております。前回は、学校運営協議会からの再編案の課題や疑問について、一定の方向性を整理・決定しました。今回は、それ以外の提案・要望について、審議会としての考えをまとめるものです。

来年度は、いよいよ中間報告の基本的な考えと前回、今回で決定する方向性等を土台に、具体的な学校再編案を検討していくこととなります。

青梅のこどもの学習や生活が充実し、楽しく通える学校施設を目指して、本日も忌憚のない意見交換となるようによろしくお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。

続きまして、今日、新委員がお見えになっておりますので、初めてでありますので、一言御挨拶をいただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

【委員】 (自己紹介)

【会長】 ありがとうございます。

続きまして、本日、教育長に御出席をいただいておりますので、御挨拶をいただきたいと存じます。教育長、よろしくお願ひいたします。

【教育長】 改めまして、皆さん、こんにちは。

いよいよ春めいた気候になってまいりました。校長先生方お二人にも御出席をいただいておりますけれども、小中学校の卒業式、無事に終了することができました。地域の皆様をはじめ御協力に、心から感謝を申し上げたいと思っております。

間もなく1週間少ししますと、今度は入学式になります。新年度を迎える準備、私どもとしても一生懸命努めたいと思っております。

さて、この審議会も16回を迎えることになりました。令和5年度から始まって、丸3年が経過するところでございます。

そのような中、本日は年度末の大変お忙しい中、お集まりをいただきました。先ほど会長からもございましたけれども、貴重な御意見をお寄せいただきました学校運営協議会の皆様方に、いち早く審議会としての考え方もお返ししなければいけないというところもございますので、本日、臨時的に会議を開かせていただいたところでございます。

残すは令和8年度、あと1年間で審議会からの答申を頂戴することになります。大変長いようで短い、非常に限られた日程になろうかと思えます。本日の最後には来年度の日程等についてもお知らせをいたしますけれども、何かの際にはまた臨時的に御参集いただくようなケースがあるかもしれません。

令和8年度も委員の皆様方に引き続き、よろしく御審議をいただきますようお願い申し上げます。簡単ですが、冒頭の挨拶にさせていただきます。どうぞ本日よろしくお願い申し上げます。

【会長】 ありがとうございます。教育長におかれましては、公務の都合上、ここで退席となりますので、御了承ください。

日程第3 協議事項

(1) 再編案における課題等について

【会長】 それでは、協議事項に移りたいと思います。

(1) 再編案における課題等について、前回、御協議いただき一部を会長預かりとさせていただきます。その部分を含め、意見をいただいた学校運営協議会への回答として修正を行いましたので、事務局から説明をお願いします。

【事務局(教育総務課長)】 説明に入ります前に、ただいま会長からお話がありましたとおり、本日の協議事項のうち(1)から(3)につきましては、意見をいただいた学校運営協議会委員の皆様へに審議会の方向性として回答する旨での趣旨を踏まえ、御協議いただければと存じます。

回答については、協議事項(4)にて御説明いたします。

また、資料の右側になりますが、審議会の考え方、こちらは前回御審議いただいたものと、若干文言の整理をさせていただいておりますので、こちらにつきましては内容に影響するものではございませんが、御承知おきください。

それでは、協議事項の(1)再編案における課題等について御説明させていただきます。

前回の審議会にて御協議いただき、一部預かりとなっていた部分でございます。

資料1の3ページ、項番17番を御覧ください。

前回の協議にて、支会、地域から学校がなくなることについて、山間部における地域の立地条件等も考慮してほしいとの御意見をいただいております。冒頭にも申し上げましたが、まずは学校運営協議会への回答段階として、このような意見が審議会内でもあったことを踏まえて、考え方の文章を一部追記しております。「学区域については、既に昭和40年代から支会と学区につ

いては必ずしも同一ではなく、通学の安全面や児童・生徒の負担等を考慮して設定されています。再編については、望ましい規模を維持することを検討していきませんが、教育委員会からの諮問事項にもある「地域の特性」等を考慮して更なる検討をしていきます。」として、後段に、「地域の特性」等を考慮して更なる検討を追記しております。

なお、項番20番についても、同じ内容の修正を行っております。

今後、再編案については、この意見のみならずいただいた意見を踏まえ、更なる御協議をいただき答申となる予定となりますことから、このような案として御提示させていただきました。

事務局からの説明は以上になります。

【会長】 ありがとうございます。

前回の審議会の中で、副会長からこの件について御意見がありました。本審議会として、時間のこともありまして会長預かりとさせて頂きたいと、次の会で修正意見をいたしますというふうなことにしてありました。その件についてでございます。

本審議会は、児童・生徒が減少する中、望ましい規模を維持できることを目指して再編の検討を行ってきましたが、この資料にあるように、諮問事項として地域の特性に即したといった部分についても審議の前提条件にあります。このような経緯を踏まえての修正となっております。また、意見等を受けて、更なる検討を行うこととして、現在の審議会での審議状況での回答としております。

何か御質問、御意見ございますでしょうか。副会長、このような話になってはいますが、いかがでしょうか。

【委員】 はい、それでいいと思います。あと一言、よろしいですか。

【会長】 どうぞ。

【委員】 私、この意見を言いましたから、いろいろ自分なりに考えました。それで、基本的には適正規模、私の意見としては、小曾木と成木にそれぞれ学校を残してほしいというのがメインな考えでした。ですが、適正規模や予算とかをいろいろ考えると、小曾木と成木の地区にそれぞれ1校ずつの学校が必要なのかなというような考えが浮かんできました。

基本的にはどちらかに残さなきゃしょうがないのですけれども、2つ残す必要があるのかなというような考えも芽生えてきたというようなことは事実です。

以上です。

【会長】 ありがとうございます。副会長も小曾木の自治会の支会長もしては、住民の方々からもいろんな御意見を伺って、しかし今お話しいただいたようなことで、その間に立ちましていろいろ悩むところが多いのだらうと思います。そういう中での現在の副会長のお考えをいただきました。

この会長預かり以外の課題については、前回決定しておりますので、この件につきましては次に進めさせていただきたいと思うのですが、よろしいですか。

(2) 再編案における提案・要望について

ア 全体に対する意見

【会長】 それでは、協議事項の(2)再編案における提案・要望について、これまで扱っておりませんでしたので、そちらについて本日協議したいと思います。

まずは、アの全体に対する意見について、事務局から説明をお願いします。

【事務局(教育総務課長)】 それでは、協議事項の(2)再編案における提案・要望について御説明させていただきます。

協議事項(1)にて課題に対する部分について御協議いただきましたが、こちらにつきましては、提示した再編案に対する提案・要望となります。

まずは、アとして全体に対する意見となります。

今までの議論等を踏まえて案としておりますので、先ほどと同様に、意見をいただきました学校運営協議会委員の皆様へ審議会の方向性として回答する旨での趣旨にて御協議いただければと存じます。

資料2を御覧ください。

資料の見方としては左から連番、対象として全体または地区別の再編案、次に分類として大分類と小分類、次にいただいた意見となり、その右側の太枠が審議会の方向性、考え方の案としております。

項番1番から2ページの13番までが全体に対する意見、14番から3ページの27番までが個別の再編案に対する意見となります。

1ページ目の項番1、規模に関する意見を御覧ください。

具体的な意見は記載のとおり、「小規模校のメリットを活かして小規模校の活用をしてもらいたい。」とあります。こちらに対する考え方については、2点に分けております。

1点目、「再編案の検討については、小規模校のメリット・デメリットを踏まえて、望ましい規模の学校を目指すこととしています。また、望ましい規模に馴染めないこどもの居場所として、小規模特別認定校または校内に個別ニーズに応じた教育を提供する分教室等の設置について対応できることも視野に再編を検討していきます。」

続いて2点目、「小規模特別認定校については、市全体での需要傾向から、複数校設置した場合、結果的に複数校に複式学級が発生することも想定されます。そのため、小規模特別認定校を設置する案となった場合にも、地域性を考慮しつつ、設置は市内に1校として再編を検討していきます。」としております。

次に、項番2、こちらも規模に関する意見となります。

「小規模校以外でも縦割り班を実践してほしい。」との意見に対しては、右側に、「現在の学習指導要領では好ましい人間関係の構築や社会性の育成を目的とし、特別活動において異年齢集団による交流がより重視されたことにより本市においても小規模校を含むすべての学校で異年齢

交流（縦割り班等）が実践されています。今後も継続して異年齢集団等による交流が行われることを前提に再編を検討していきます。」としております。

次に、項番3番、配置に関する意見となります。

「分校設置を検討してもらいたい。」との意見に対しては、前々回の審議会でも分校について御説明いたしましたことを踏まえまして、「学校が拡大する経緯において市内の分校は順次廃止されてきました。御岳山においても昭和62年に分校が廃止され現在の第六小学校に通学することとなっています。分校については規模の適正化には至らず、学校再編の方針からも目的の達成には至らないため、通学における負担軽減策を講じることを前提として、分校の設置は行わない方向で再編を検討していきます。」としております。

次に、項番4番、配置に関する意見となります。

「規模よりも通学面を優先して検討してもらいたい。」との意見に対しては、「学校の再編については、『適正規模』、『小中一貫教育の推進』とともに『適正配置（通学）』を含めて、複合的に再編を検討していきます。」としております。

次に、項番5番、配置に関する意見となります。

「就学校が代わる場合の通学シミュレーションをしてほしい。」「実踏してはどうか。」との意見に対しては、審議会委員の実踏等は困難であることから、「代表的な地点において、再編により就学校が代わる場合の通学シミュレーションを行いながら検討を行います。また、必要に応じて現地確認等を行いながら再編を検討していきます。」として、実際に審議会の中で意見等があれば、事務局にて現場等も適宜確認してまいります。

次に、項番6番、配置に関する意見となります。

「現状のすべての小学校を小中一貫校にしてはどうか。」との意見に対しては、「現状の小学校・中学校のみでは適正な規模を満たすことはできません。そこで、再編案では施設形態の違いはありますが、すべての学校を小中一貫校として再編を検討していきます。」としております。

次に、項番7番、配置に関する意見となります。

「特別支援学級の再編についても考慮すべき。」との意見に対しては、昨年度、審議会でも触れましたが、「特別支援学級については、情緒障害・知的障害の固定学級が設置されていますが、障害種別において、地区により同一となっていない部分もあることから、学校の配置、地区ごとの再編案が一定の段階で固まった後、教育委員会にて適正な配置を行うこととして再編を検討していきます。」としております。

次に、項番8番、その他の意見となります。

「各学校に屋外プール施設は不要と考える。」との意見に対しては、「近年の猛暑により、屋外学校プールは夏季期間においても熱中症などのリスクから利用が困難な場合もあります。そのため、学校施設としてすべての学校に屋外プールを設置することの必要性は低いと考えます。また、水泳授業については民間屋内プール等の活用も含めて市として方向性を定めるものとして再編を検討していきます。」としております。

次に、項番9番、その他の意見となります。

「近隣自治体（奥多摩町・飯能市）と連携して再編をしてはどうか。」との意見に対しては、「単独自治体にて再編が困難である等の理由により自治体間にて公立学校を作る場合、組合を設立して組合設置とすることができそうですが、本市においては市域にて再編が行えるため、教育方針の一貫性等を考慮して、市域にて再編を検討していきます。」としております。

次に、2ページを御覧ください。

項番10、その他の意見となります。

「学校再編の問題を保護者等に理解してもらおう施策が必要ではないか。」との意見に対しては、「現在、少子高齢化や施設の老朽化といった課題に直面しており保護者をはじめ市民の理解が必要です。審議会の会議資料や議事録は、すべてホームページで公開するとともに、市民センターでも閲覧可能としています。具体的な内容については本審議会から提出される答申等と合わせて、保護者を含め多くの市民に理解を得られるよう、教育委員会のみならず市長部局も含めて対応してもらおうものとして再編を検討していきます。」としております。

次に、項番11番、その他の意見となります。

「教育、自然環境、学校生活を考慮して再編を検討してもらいたい。」との意見に対しては、「審議会では教育委員会からの諮問事項、『青梅市の地域性および特性に即した学校施設の在り方』を調査・審議しています。そのため、当該事項を含めて再編を検討していきます。」としております。

次に、項番12番、その他の意見となります。

「教員に対しても意見聴取をしてもらいたい。」との意見に対しては、「審議会の委員に小・中学校の学校長が就任しているため、各学校現場の意見も反映されています。今後とも委員の意見を踏まえて再編を検討していきます。」としております。

次に、項番13番、その他の意見となります。

「『適正規模、適正配置、小中一貫教育』の市、教育委員会の目指すところを明確にしてほしかった。」との意見に対しては、「適正規模・適正配置については、『青梅市学校規模適正化基本方針』にもとづき諮問を受け、審議会で学校施設の在り方を検討しています。この方針については、再編案の提示と合わせて学校運営協議会委員の皆様にも説明しています。また、小中一貫教育の方向性についても教育委員会から示されており、審議会としても方向性を確認した上で更なる検討を行います。」としております。

ここまでで、全体に対する意見について説明を終わります。

【会長】 事務局の説明は終わりました。

事前にお送りしておりますので、お目通しいただいているかと思えますけれども、この意見（提案・要望）に対する審議会の考え（案）のこの内容については、これまで私も審議会で検討してきた事柄を踏まえながら、案を事務局のほうでつくっていただきました。

なお、検討してこなかったもの、例えば初めて出てきたもので、9番などについては、私たち

の審議会ではまだ話が出ていなかったかと思うのですね。これは事務局からこういうようなことでという案として今出されております。そういったことを踏まえまして、質問、それから御意見を頂戴できればと思っています。

量がたっぷりでございますので、どうでしょうか、大分類で言って、規模と配置に関しての7番まであたりの中で質問、御意見等がございましたらお願いしたいのですが。

おおむね審議してきた内容についてですので、皆さんから新たにということはありませんかと思いますが、それにしましても文字にしますとね、新たに気がつくことはありますので。よろしいですか。

それでは、8番から御説明いただいた最後の13番まで、大分類でその他の場所ですけれども、これについていかがでしょうか。

9番については、事務局のほうでさらに書いてあること、こういうようなことでこういうふうな文案にしてきたのだというふうなことでの追加の説明みたいなものはございますか。よろしくをお願いします。

【事務局(教育総務課主査)】 こちらに書かせていただいたとおり、再編を単独の自治体のみで行われる場合と書いておりますが、こちらに関しまして、第三回の審議会に出させていただきます文部科学省の手引の中において、地域においては再編の手引によるものだけではなく、地域の実情を見てというところもございますが、まさにこの実情が、例えば島であるとか、山間部で自治体に1校しか学校がないといったような場合に対しては、その単独自治体のみでは再編することが困難であるため、近隣市町も合わせて再編をすることがあります。

本市におきましては、広い市域ではある一方、市域内で学校が複数あり、その中での再編が可能と考えております。複数の自治体で設置した学校ですと、市の教育の考え方等も一貫にはできないものと考えておりますので、そういった意味合いも含めまして、市域の中で再編を行える状況であるならば、市域の中で行うということがベターではないかと考えまして、こちらの案にしております。

【会長】 ありがとうございます。御説明いただきましたが、質問、意見等ございますでしょうか。よろしいですか。

これをもって、先ほど挨拶の中で言いましたけれど、来年度、今度具体的な学校再編案について検討していく上でのある面で、昨年出した中間報告と、それから前回と今回のこれで決めて、これを土台に話していきますので、そういうことも御了承の上、何か御意見等ありましたら、よろしいですか。

イ 地区別の意見

【会長】 それでは、意見などありませんので、イの地区別の意見について、事務局から説明をお願いします。

【事務局(教育総務課長)】 それでは、引き続き、協議事項の(2)再編案における提案・要望に

ついでに、地区別の意見について御説明させていただきます。

資料2の2ページ、項番14番を御覧ください。

東部2地区再編案に対しての配置に関する意見となります。

「学区域が広がり、学童の迎えにおける保護者の負担が大きくなる。そのため、再編後も現状の学校の位置に学童を残すなどの検討をしてほしい。」との意見に対しては、「学校の授業終了から学童施設の移動を考えた場合、安全面を考慮して、校地内に学童保育所が設置されていることが望ましいことから、校地内に学童保育所を併設することを前提として検討していきます。」としております。

次に、項番15番、北部地区再編案Aに対しての配置に関する意見となります。

「学校の配置は成木地区よりも小曾木地区においてもらいたい。または、小曾木・成木の両地区に学校を残してもらいたい。」との意見に対しては、3点に分けております。

まずは、「学校施設の老朽化状況、現状の成木小学校における小規模特別認定校としての実績等を勘案して北部地区再編案として成木小学校の位置に小規模特別認定校として施設一体型小中一貫校を設置する案を検討しています。」として現状の再編案の検討状況となります。

次に、「小・中学校を小曾木・成木の両地区へそれぞれ残す場合、隣接する両地区に小規模特別認定校が設置されることとなります。その場合、市内全体での小規模特別認定校の需要傾向から児童・生徒の取り合いが発生し、結果として双方に複式学級が発生する可能性があります。また、例えば小学校を小曾木地区、中学校を成木地区にそれぞれ小規模特別認定校として設置した場合は、目標とする施設一体型での小中一貫教育を推進する上での課題となることが想定されます。そのため、小規模特別認定校を設置する案となった場合にも、市内に設置する小規模特別認定校は1校とし、地域性を考慮の上再編を検討していきます。」とし、最後に、「通学の安全面や立地条件等も含めて更なる検討を行います。」としております。

次に、項番16番、西部地区再編案に対しての配置に関する意見となります。

「市民センター全体ではなく梅郷・三田地区のコミュニティスペースを作り地域との連携、サテライトクラスの検討をしてもらいたい。」との意見に対しては、「審議会の直接的な所掌ではありませんが、西部地区のみならず、コミュニティの維持は重要な課題であると認識しており、学校に限ってはコミュニティスクール制度の推進等により再編後においても地域と学校とのつながりが維持されることを前提として検討します。また、サテライトクラスの導入については国等においても明確な方針が示されていないため、現時点としては導入を前提としての検討は行いません。」としております。

次に、3ページを御覧ください。

項番17番、中央と西部からなる2地区複合再編案に対しての配置に関する意見となります。

「西部地区の小学校は西中学校の位置よりも第五小学校の位置の方が適している。」との意見に対しては、「御岳地区等からの通学を考慮して西中学校の位置にて再編案を検討しています。」「通学の安全面や立地条件等も含めて更なる検討を行います。」としております。

次に、項番18番、3地区複合再編案に対しての配置に関する意見となります。

「宮ノ平駅北の採石場跡地に学校を設置してはどうか。」との意見に対しては、「当該用地は民有地となります。児童・生徒数の減少や施設の老朽化が深刻な状況にある中、新たに学校用地を取得することは、相当の時間を要することが想定されます。そのため、原則は既存の学校用地または公共用地を設置場所として再編を検討していきます。」としております。

次に、項番19番、3地区複合再編案Bに対しての配置に関する意見となります。

「施設一体型小中一貫校①（現第一小学校）の配置は学区域の中心となる西中学校の位置が望ましい。」との意見に対しては、「公共交通を活用した場合での第一小学校の立地条件から再編案を検討しています。」「通学の安全面や立地条件等を含めて更なる検討を行います。」としております。

次に、項番20番、東部2地区再編案に対しての配置に関する意見となります。

「吹上・塩船地区は中央部よりも第三小・中学校とのつながりが強いため、過去の経緯からも東部2地区として再編してはどうか。」との意見に対しては、補足の資料を用意しております。

資料3を御覧ください。

こちらは提案に合わせて、中央地区と東部2地区を合わせたものとなります。中央の赤い点線で囲んでいる部分が塩船・吹上地区となります。現在の再編案では左側の中央地区として検討しておりますが、提案のとおり東部2地区として組み込んだものでございます。

左上の表、再編後の学校規模を御覧ください。

この提案における学校規模を見た場合、施設一体型小中一貫校②としておりますが、2036年には、小学校は30学級と、望ましい規模を超えてしまいます。また、この地区については推計上、児童数の減少率が低いことから、この過大傾向は2057年まで続くこととなります。

このことから、資料2の項番20番にお戻りいただき、考え方案としては、「吹上・塩船を含む吹上中学校区は第三支会および第八支会が混在する区域となります。2036年には第一小学校、第三小学校が築70年を迎えるため、この時期に合わせて再編を進める必要があります。また、中央地区から塩船・吹上等の地区を東部2地区とした場合、第三小学校区が過大となるため、現状の地区割りにて再編を検討していきます。」としております。

次に、項番21番、東部1地区再編案に対しての配置に関する意見となります。

「新町3丁目は霞台小学校から新町小学校へ学区域の変更をしてはどうか。」この意見に対しても別途資料を用意しております。

資料4を御覧ください。

地図の下の部分の赤い点線で囲っている部分が新町3丁目となります。通学のシミュレーションとして、A、Bの2地点を設定しております。A地点からは新町小学校まで約20分、霞台小学校まで約30分となります。次にB地点では新町小学校まで約20分、霞台小学校も約20分となります。また、再編後の学校規模を右上に記載しておりますが、まずは2047年の時点で新町小学校の規模が30学級と望ましい規模を超えてしまいます。その後、2059年には規模

が縮小しますが、中学校については2059年の時点で泉中学校の規模が6学級と、望ましい規模を満たしません。

資料2の項番21にお戻りください。ただいま御説明したことから、「新町3丁目の一部については霞台小学校より新町小学校へ通学した方が通学時間が短くなります。しかし、新町小学校区において規模が過大となるため、現状の再編案では徒歩30分程度での通学が可能であることを踏まえ、現状の地区割りにて再編を検討していきます。」としております。

次に、項番22番、東部2地区再編案に対する配置に関する意見となります。

「第三小学校と今井小学校の中間地点に新たに学校を設置してはどうか。」との意見に対しては、「児童・生徒数の減少や施設の老朽化が深刻な状況にある中、新たに学校用地を取得することは、相当の時間を要することが想定されます。そのため、原則は既存の学校用地または公共用地を設置場所として再編を検討していきます。第三小学校と今井小学校の中間点付近には学校用地となるような公共用地はありません。」としております。

次に、項番23番、東部2地区再編案に対する配置に関する意見となります。

「今寺4丁目の学区域の変更範囲をもう少し広げて、道路を境界で学区域を区切ってはどうか。」との意見に対しては、「再編により第三小学校区が一時過大となることから、今寺4丁目の一部を新町小学校区に変更して検討しています。」また、「通学の安全面や学区域等を含めて更なる検討を行います。」としております。

次に、項番24番、東部2地区再編案に対する配置に関する意見となります。

「今井小を特認校として市民センターと複合化してはどうか。」との意見に対しては、小規模特別認定校に関しては、「小規模特別認定校については、市全体での需要傾向から、複数校設置した場合、結果的に複数校に複式学級が発生することも想定されます。そのため、小規模特別認定校を設置する案となった場合にも、地域性を考慮しつつ、設置は市内に1校として再編を検討していきます。」としております。

また、市民センターとの複合化の部分については、「複合化の具体的な内容については、審議会での答申後において、教育委員会のみならず市長部局も含め検討していくものとして再編を検討していきます。」としております。

次に、項番25番、北部地区再編案Aに対する配置に関する意見となります。

「第七小学校を小規模特認校として存続させる。」との意見に対しては、ただいまの項番24番の小規模特別認定校に関する考えと同じとしております。

次に、項番26番、南部地区再編案に対する配置に関する意見となります。

「駒木野は二小までバス路線がなく、第一小学校へ学区を変更してはどうか。」との意見に対しては、「既存の中学校区を基本として再編案の検討を行っています。」「通学の安全面や学校の配置等を含めて更なる検討を行います。」としております。

最後に、項番27番、南部地区再編案に対する配置に関する意見となります。

「友田小を残すため、友田小と二小の区割りの見直し（長淵地区と千ヶ瀬町4～7丁目）をし

てはどうか。」との意見に対しては、「再編を検討する中で単純な学区の調整では第二小学校と友田小学校を望ましい規模で維持することはできない結果となりました。（南部地区再編案 a）そのため、現在の再編案を基本に更なる検討を行います。」としております。

資料2の説明は以上でございますが、次回以降の審議会において、意見を踏まえた更なる御協議をいただきたいと考えております。

以上、大変長くなりましたが、事務局からの説明を終わります。

【会長】 事務局の説明は終わりました。

地区別の意見が多いので、ちょっと分けて協議をしたいと思います。

14番から19番で何か、どうでしょうか。まず19辺りまでで、質問なり御意見ございますでしょうか。

【委員】 ちょっとどうしても分からないところがあって、15です。

この学校の配置は地区に置いてもらいたい（小曾木・成木両地区に学校を残してもらいたい）という、ここの意図がちょっと分からなくて、どちらも結局はなくすなどただ言っているだけなのか、ちょっとここの質問の意図が分からないです。

【事務局(教育総務課主査)】 2つの意見を併記してしまっているため、分かりづらくなっている部分があると思います。

前回、副会長からも御意見がありましたが、北部地区再編案Aにつきましては、現在、小曾木、成木地区にあります小学校、中学校がそれぞれ地区ごとに1校あるものを、成木小学校の位置に小中一貫校として4校を1つの学校にするという案のものと意見でございます。

こちらにつきましては、まず小曾木地区の学運協から、成木よりも小曾木のほうが、立地条件として向いているのではないかとということが1点出ています。

それとは別に、前回、副会長からあったように、小曾木と成木の両方に学校を残してはどうかというような意見を、1つのくりにまとめて書かせていただいたため、このような回答となっております。

【会長】 委員、よろしいですか。

【委員】 はい、分かりました。

【委員】 同じく15番なんですけれども、基本的にこれ、今さっきおっしゃられたとおり、小曾木・成木に残すかというような考えみたいですね、基本的には。それじゃなくて、特認校という現実の問題はあるんですけど、これは成木じゃなくて小曾木に、新しく立地条件その他いろいろな条件を踏まえて残すというような案はないんですか。要するに、小曾木と成木で1つの学校を残すとしたときに、成木のほうに特認校の実例があるということだけで成木ですか。それとも、特認、新しく学校をつくるのであるから、別段、小曾木のほうに学校を持ってきてもいいということはないんですか。

【会長】 私からですか、事務局からですか。

【委員】 事務局から。

【会長】 では、事務局から。

【事務局(教育総務課主査)】 まず、先に会長からも、その後事務局からも説明させていただきまし
たとおり、今回に関しましては、学校運営協議会委員の皆様にご回答するという趣旨での御協議
と、お考えいただきたいと思っております。

その上で、現在審議会でも結論が出ているわけではないという段階を踏まえて回答案としてい
るため、こういった現在の状況や今まで検討してきた経緯を書かせていただいた上で、最後の黒
丸になりますが、通学の安全面や立地条件等を踏まえて、更なる検討を行いますとしております。
この後、実際に来年度になりまして、更なる再編を検討する中で、御議論いただくような形にな
るのと考えております。

【会長】 つまり、今回の再編案で学校運営協議会の方たちに提示した再編案は、1つの考えとし
て示しているんだと。そういうことの説明がここに書いてあって、しかしながら、事務局の説明
で、この説明の終わるこっちの3つ目のところで、来年度、北部地区について検討するときに、
今、委員から出たようなことについては検討していくということで、全体的に決まっているわけ
ではありませんよというような説明であったとは思っています。

【委員】 はい。分かりました。

【会長】 ほかにございますか。

それでは、東部のところで一まとめとしまして、20番から24番について。いかがですかね。

例えば23番は、今までの4丁目の学区区域の変更範囲をもう少し広めてという御意見ですが
も、これについての説明は、これには資料が用意されていなくて、右側にあるような考えとして
説明させていただいたのですが、大体、地図を見て見当つきますでしょうか。よろしいですか。
つまり、事務局から地図を見ながらここについて説明していただかなくてもいいということによ
ろしいですか。必要ならばさせていただきます。

それでは、20番から24番、いかがでしょう。

【委員】 質問なんですけど、20番にあるように、私は今、吹上中学校なんですけれど、支会が
第三支会と第八支会と混在しているんですけれども、ほかの学校もそういった混在している場所
ってあるんですか。

【会長】 支会と学区区域が異なっているものがほかにもあるのかと。御質問ですね。事務局どうで
すか。

【事務局(教育総務課主査)】 学区区域については時代に合わせて変わってきておりますが、昭和
40年代後半に設定した学区区域が基本となっているような現状でございます。特に、支会と地域、
学区区域が異なるところでいうと、例えば新町は、若草小であったり新町小であったり等々、支会
とは全く合っていないという現状でございます。他には、千ヶ瀬町に関しても、二小であったり
一小であったりというところが、かなり複雑に入れ込んであるというところがございます。昭和
40年代に今の学区区域をつくる時に、それまでは旧合併前の旧町村単位での学区区域というところ
を基本と考えておりましたが、合併から10年以上が経った状況にて、市域を一体的に考えて、

通学の安全性や立地条件等を考慮して学区域を設定するという方針のもと、今の学区域の形になっているところがございます。

【会長】 第四小学校なんかもそうですね。第一支会と第八支会と、第三支会も。

【委員】 第十も入っていますね。

【会長】 第十も入っているのか。

【委員】 はい。霞台の、河辺駅の近くの子たちはそうなんです。

【会長】 そういうようなことです。よろしいですか。

【委員】 はい。分かりました。

【会長】 ほかにございますか。いいですか。

最後の25から27まででいかがでしょうか。

これまた26番、さっきと同じようなことをお聞きしますけども、これ地図を多分見てこられたかと思うんですけど、なかなかこういう意見が出たことについてはなぜなんだろうとか、こういう答えにしているのはどういうことなんだろうというようなことで、もっと説明が必要だった方はいらっしゃいますか。地図見ながら。よろしいですか。

それでは、本日いただいた大体出てきたものばかりなので、意見もそれほどいただかなかつたんですけども、本日のこの協議を経まして、提案・要望を学校運営協議会委員への回答とさせていただきます。

皆様、よろしいですか。

(「異議なし」との声あり)

(3) 審議会所掌外の意見について

【会長】 それでは、続いて(3)審議会所掌外の意見について、説明をお願いします。

【事務局(教育総務課長)】 それでは、協議事項の(3)審議会所掌外の意見について御説明をさせていただきます。

こちらは、具体的に御協議いただく内容ではないと捉えておりますが、学校運営協議会委員の皆様からいただいた意見について、審議会の所掌外の意見の取扱い状況について御説明するとともに、学校運営協議会へも同様に回答するものと考えております。

資料5を御覧ください。いただいた意見を分類しております。

まずは1として、人口減少対策・まちづくりに関する意見となります。内容としては、学校再編案自体が、市のシティプロモーションに影響を及ぼすことや、人口減少対策の必要性等となります。

次に、2の跡地の利活用、関連して3の防災拠点としての考えにつきましては、標題のとおりとなりますが、跡地をどのようにしていくのか、また、避難所機能等をどのようにしていくのかとなります。

次に、4の学童・こどもの居場所づくりについては、所掌外となりますが、前段の課題等にお

いても触れておりますが、学童またそれ以外にもこどもの居場所についてとなります。

次に、5の交通関係については、コミュニティバスの導入等、6の公共施設については、旧第九小等の解体や公共施設全体としての検討、7の方針については、市としての考え方についての意見となります。

資料裏面を御覧ください。

8、その他として意見をいただいております。こちらについては、事務局より市の関連部署に情報共有させていただき、それぞれにおいて検討を行っている旨となります。これらも附して、学校運営協議会委員に御回答しようと考えております。

事務局からの説明を終わります。

【会長】 事務局の説明が終わりました。

この資料5は、私どもの審議会で審議する内容ではないんですね。多分、これ答申を私どもが出して、今度は教育委員会の方でより具体的なものを市長部局と相談するのでしょうかけれども、出していくときに関係してくるんですね。

しかしながら、学校運営協議会の方からこういうふうな意見をいただいたので、これについては私どもが所掌外になりますけれども、こういうのをいただきましたということでお返しするということです。

なお、最後、今事務局から説明があったように、いただいたものについては、市役所の中でいただいた意見について共有を図るというような形で、学校運営協議会の方にはお返しをしていくというふうなことの説明だったかと思います。

何かこれについて、質問とか御意見ありますか。

それでは、これで（3）審議会所掌外の意見について終わります。

（4）学校運営協議会委員への回答について

次に、（4）学校運営協議会委員への回答について御説明をお願いします。

【事務局(教育総務課長)】 それでは、協議事項の（4）学校運営協議会委員への回答について御説明させていただきます。

前回の御協議および本日の御協議を経まして、いただいた意見に対する学校運営協議会委員への回答となります。

資料6を御覧ください。

初めに、1、回答内容となります。（1）提出意見課題一覧、こちらは、本日の資料1となり、以下の資料番号も同様に本日の番号となります。

次に、（2）提出意見提案・要望一覧、資料2となり、資料3および資料4が附随します。

次に、（3）小中一貫教育の推進について、前回の資料4—2、青梅市における小中一貫教育の推進について、こちらにて青梅市教育委員会としての小中一貫教育の方向性をお示しいたします。

最後に、（４）審議会所掌外の意見について、本日の資料５となり、先ほど御説明したとおり、事務局から市関連部署に情報共有し、市内部で並行して検討中の旨を付したいと考えております。

次に、２、回答方法について、ただいまの資料を委員の皆様へ郵送したいと考えております。

次に、３、回答先については、学校運営協議会委員の任期は１年となっております、この御意見をいただいた委員は、明日３１日をもって解任となります。昨年度から、７割以上の委員に変更がございませんことでもありますので、まずは、御意見をいただいた令和７年度の委員にお送りさせていただきたいと考えております。

最後に、４、その後の対応としましては、令和８年５月に、令和８年度の学校運営協議会委員全体に対する説明の場を、教育委員会にて用意する予定がございます。令和７年度に引き続き、学校運営協議会委員となられる方々、また、新たに委員に就任された方を含めてお集まりいただけることから、その場をお借りして事務局より御説明させていただきたいと考えております。

また、その場でいただいた御意見については、審議会に御報告させていただきます。

以上で、事務局からの説明を終わります。

【会長】 事務局の説明は終わりました。

先ほど御協議いただいた提案・要望に対する回答を、学校運営協議会委員に郵送で回答を行い、５月の学校運営協議会で事務局から直接説明を行い、その中での意見について、また審議会でも御報告いただくということになります。

日程第４ その他

（１）来年度の審議会日程について

【会長】 それでは、４のその他へ移らせていただきます。

来年度の審議会日程について、事務局説明をお願いします。

【事務局(教育総務課長)】 それでは、来年度の審議会日程について、資料番号はございませんが、お手元の資料の日程の一覧を御覧ください。

教育委員会からお願いしております答申時期につきましては、令和９年３月３１日としておりますことから、この時期までに御意見をまとめていただくこととなります。

今年度と同時期の開催としておりますが、進捗状況によっては、本日のような臨時会の開催をまた、３月を待たずして御意見がまとまればその時期に答申を、といった若干流動的になろうかとは思いますが、この日程にて開催を予定しておりますので、御予定いただきますようお願いいたします。

説明は以上となります。

【会長】 この件について、委員の皆様から何かございますでしょうか。

それでは、なお、この場で質問等できなかった事項がありましたら、会議終了後、事務局教育総務課までお知らせください。

委員からも意見が出ましたけども、毎回かなり意見がたくさん出るのですけれど、今日はあま

り出なかったことにつきましては、多分私の解釈ですが、これまで検討してきたものを反映してこのように案をつくっているのです、大方皆さん同じようなお考えだったというようなことで、特に意見が多く出なかったということです。次回からはまた新委員にも、ぜひ、ほかの方からたくさん意見が出ますので、よろしくお願いいたします。

日程第5 閉会

【会長】 それでは、最後に、副会長から閉会の御挨拶をお願いいたします。

【副会長】 本日はありがとうございました。時間は大分早いのですけれども、これをもちまして、第16回青梅市立学校施設のあり方審議会を閉会としていたします。ありがとうございました。